

7 監査第 151 号
平成 28 年 2 月 10 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

京丹後市職員措置請求に係る監査結果

平成 27 年 1 月 17 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により棄却します。

記

第 1 請求の要旨

平成 21 年度京丹後市バス・鉄道・航空時刻表等作成業務 4,056,885 円、平成 24 年度京丹後市 200 円レール利用促進時刻表作成業務 1,700,000 円、平成 25 年度京丹後市鉄道・バス時刻表作成業務 3,114,300 円及び平成 26 年度京丹後市鉄道・バス時刻表作成業務 2,993,760 円については、担当部署の裁量権の乱用により、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項に違反し、契約金額が京丹後市契約規則第 41 条で定める随意契約の限度額 130 万円を超えて随意契約されている。更に、同規則第 43 条で「2 者以上の者から見積書を徴さなければならない」と定められているが、1 者からとなっている。また、平成 24 年度から平成 26 年度については、契約先が印刷業を営んでいない A 社であり、契約の相手先とすることが違法である。

平成 21 年度、平成 24 年度、平成 25 年度については、請求が業務代金の支払が完了した日から 1 年以上が経過していますが、次の理由「京丹後市条例違反並びに京丹後市契約規則第 41 条と第 43 条に抵触はもとより、国権最高法規抵触され

た事は、法律法令の優越を示した憲法第98条の通り」(原文抜粋)により、法第242条第2項のただし書きが当然適用されてしかるべきである。

今回請求の4件の支出11,864,945円については、法律に抵触した執行であり、全額を担当部署である●●企画総務部長、●●企画政策課長、同課●●係長に返金いただくことを強く求めると共に、京丹後市契約規則をしっかりと遵守するよう改善命令をしていただくことを求める。

第2 請求書の提出

本請求書は、平成27年12月17日付けで提出された。

第3 請求書の補正

本請求書は本文の修正と追加資料について、平成27年12月21日付けで請求人に補正を求め、平成28年1月6日に補正書類が提出され受理した。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の対象となった事項は、次のとおりである。

- ① 平成21年度京丹後市バス・鉄道・航空時刻表等作成業務(以下、「平成21年度作成業務」という。)
支払日：平成22年4月28日
支払額：4,056,885円
支払先：B社(住所)
- ② 平成24年度京丹後市200円レール利用促進時刻表作成業務(以下、「平成24年度作成業務」という。)
支払日：平成25年4月10日
支払額：1,700,000円
支払先：A社(住所)
- ③ 平成25年度京丹後市鉄道・バス時刻表作成業務(以下、「平成25年度作成業務」という。)
支払日：平成26年4月10日
支払額：3,114,300円
支払先：A社(住所)
- ④ 平成26年度京丹後市鉄道・バス時刻表作成業務(以下、「平成26年度作成業務」という。)
支払日：平成27年3月20日
支払額：2,993,760円
支払先：A社(住所)

この内、請求の内容及び請求の要件審査の結果を総合的に判断し、平成26年度作成業務を監査対象事項とした。

2 監査対象部課

企画総務部企画政策課及び財務部入札契約課

3 関係人調査

平成28年1月19日に本件請求の内容について、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年1月20日に請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人が欠席したため実施できなかった。

第5 法第242条第2項の要件に係る判断

住民監査請求の「請求期間」については、法第242条第2項で定められており、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と定められている。しかし、正当な理由がある場合は1年以上が経過しても請求できることとなっている。

「正当な理由」については、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が、相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

(平成14年9月12日最高裁判決)」、また、「当該行為がきわめて秘密裡に行われ一年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過したような場合で、一年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、同項但書にいう『正当な理由のあるとき』に該当するものと解すべきである。(昭和56年9月30日広島地裁判決)」との判例がある。

今回の住民監査請求の対象となった平成21年度作成業務の財務会計上の行為について、前述の「当該行為のあった日又は終わった日」とは、作成業務の代金が作成業者に支払われた日である平成22年4月28日となる。この日から1年以内が住民監査請求できる期間となり、平成23年4月28日までが「請求期間」となる。同様に平成24年度作成業務は平成26年4月10日が、平成25年度作成業務は平成27年4月10日が、それぞれ「請求期間」となる。

次に、「第1 請求の要旨」で記載した理由により、法第242条第2項のただし書きにいう「正当な理由」に該当するとして住民監査請求されているが、前述しました最高裁判例のとおり「正当な理由」に該当しない。

したがって、本請求の受理日が公費の支出のあった日から、1年以上経過しているため請求期間外となり、平成21年度作成業務、平成24年度作成業務及び平成

25年度作成業務については、法第242条の住民監査請求の要件を満たしていないため、監査の対象から除外した。

第6 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

監査の結果、平成26年度作成業務の契約等の予算執行について、違法な契約等事務処理の事実は認められない。したがって、請求人の主張については理由がないものと判断する。その理由については後述のとおりである。

1 請求人の主張と関係部課の説明

(1) 平成26年度作成業務について、請求人は「契約金額が法施行令第167条の2第1項及び京丹後市契約規則第41条に規定する随意契約の限度額130万円を超えているにもかかわらず、A社と随意契約していることは違法である」と述べている。

これについて企画政策課は、「この契約は法施行令第167条の2第1項第2号『不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき』の条項により随意契約したもので、契約業務の内容が、200円レールの制度設計や運営体制、利用方法の周知などを時刻表の作成も含め、市からパッケージして業務委託しているものであり、唯一の鉄道事業者で200円レールを運行しているA社を随意契約の相手方に選定したこの契約は、適法である」と説明している。

(2) 平成26年度作成業務について、請求人は「京丹後市契約規則第43条に違反し1者からの見積りにより契約していることは違法である」と述べている。

これについて企画政策課は、「前述のとおり200円レールを運行している鉄道事業者はA社の1者のみであり、この1者からの見積りによって契約することは適法である」と説明している。

また、入札契約課は、「京丹後市契約規則第43条は『随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上の者から見積書を徴しなければならない』となっている。請求人は2者以上から見積書を徴しないと規則違反であるとの主張であるが、契約の内容によっては契約の相手先が1者に限定され2者以上から見積書を徴することができない場合もあり、1者であっても規則違反ではない」と説明している。

(3) 平成26年度作成業務について、請求人は「時刻表の印刷製本に係る部分を分割発注しなかったことは、職権の乱用である。また、受注者であるA社は、会社の目的に印刷業の記入はなく時刻表を印刷する能力がない会社であり、契約は違法である」と述べている。

これについて企画政策課は、「時刻表の印刷製本部分を分割発注しなかったことについて請求人は職権乱用との主張であるが、時刻表は200円レール事業を推進し利用促進を図るための重要なツールであると考えており、200円レールの運行事業者のノウハウを盛り込むことが必要であることから、一体的に発注することが望ましいと判断した」と説明している。

次に入札契約課は、「時刻表を印刷する能力がない会社との契約は違法であるとの請求人の主張に対し、印刷業務を行う上で必要な資格、法律的な制約はなく問題がない」と説明している。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、「平成26年度作成業務について、契約金額が法施行令第167条の2第1項第1号及び京丹後市契約規則第41条に規定する随意契約の限度額130万円を超えているにもかかわらず、A社と随意契約していることは違法である。」と主張しているので、これについて判断する。

平成26年度作成業務については、法施行令第167条の2第1項第1号ではなく同条第1項第2号により随意契約されており、随意契約の理由、契約等の事務処理は適正であり、請求に理由がないと判断した。

- (2) 請求人は、「平成26年度作成業務について、京丹後市契約規則第43条に違反し1者からの見積りにより契約していることは違法である。」と主張しているので、これについて判断する。

京丹後市契約規則第43条の条文は「随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上の者から見積書を徴しなければならない。」となっており、契約の内容等で契約の相手が1者に特定される場合は、2者以上からの見積書の徴取が不可能であることが想定されるため「なるべく2者以上」という規定となっている。

今回の契約は、法施行令第167条の2第1項第2号の理由により随意契約したもので、契約の相手先がA社に特定されることから、1者からの見積書により随意契約しても規則違反とはならないので、請求に理由がないと判断した。

- (3) 請求人は、「平成26年度作成業務について、時刻表の印刷製本に係る部分を分割発注しなかったことは、職権の乱用である。また、受注者であるA社は、会社の目的に印刷業の記入はなく時刻表を印刷する能力がない会社であり、契約は違法である。」と主張しているので、これについて判断する。

平成26年度作成業務は、200円レール事業の制度設計から利用促進を含めた業務と時刻表の印刷製本業務を合わせたものとして発注されたものであるが、これを分割発注するかどうかの決定は、市長の通常業務の裁量に委ねられるものである。

次に、A社は、定款の第2条で「鉄道事業及び鉄道事業に付帯関連する一切

の事業を営むことを目的とする」としており、時刻表の作成は、「鉄道事業に付帯関連する一切の事業」に含まれる。更に、時刻表を印刷するための必要な資格については、法律等で定めがない。

また、契約は法律行為であるので契約を締結するには、権利能力が必要であるが、法施行令第167条の4第1項の「契約を締結する能力を有しない者」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人（契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）及び未成年者（営業許可を受けていない者）である。したがって、A社はこれに該当しないため、契約締結能力がある法人となることから当該契約は適法であり、請求に理由がないと判断した。

以上のことから、本件請求について請求人の主張に理由がないものと判断する。